

東村山市集会所条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市集会所条例の一部を改正する条例

東村山市集会所条例（昭和50年東村山市条例第29号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 使用料・手数料の全体見直しに伴い、施設使用料の適正化を図るため、本案を提出するものであります。

東村山市集会所条例の一部を改正する条例

東村山市集会所条例（昭和50年東村山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2 東村山市萩山集会所の項中「300円」を「200円」に改め、同表東村山市富士見第二集会所の項中「1,500円」を「1,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の集会所の使用について、適用する。

東村山市集会所条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

別表第2（第10条）

施設別使用料

施設名		午前 (午前9時～ 正午)	午後 (正午～午後 5時)	夜間 (午後5時～ 午後10時)
東村山市萩山集会所		200円	400円	400円
東村山市富士 見集会所	和室	450円	750円	750円
	洋室	650円	1,100円	1,100円
東村山市富士 見第二集会所	和室	200円	200円	200円
	洋室	900円	1,400円	1,400円
東村山市廻田 集会所	和室1	350円	550円	550円
	和室2	400円	700円	700円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の集会所の使用について、適用する。

旧 条 例

別表第2（第10条）

施設別使用料

施設名		午前 (午前9時～ 正午)	午後 (正午～午後 5時)	夜間 (午後5時～ 午後10時)
東村山市萩山集会所		300円	400円	400円
東村山市富士 見集会所	和室	450円	750円	750円
	洋室	650円	1,100円	1,100円
東村山市富士 見第二集会所	和室	200円	200円	200円
	洋室	900円	1,500円	1,500円
東村山市廻田 集会所	和室1	350円	550円	550円
	和室2	400円	700円	700円